

平成28年小田原市議会3月定例会

建設経済常任委員会資料

資料名	所管課	頁
小田原箱根商工会議所補助金について	産業政策課	1
地域DMOについて	観光課	2
小田原特定漁港漁場整備事業等（繰越明許費補正）	水産海浜課	3
小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の概要について	都市計画課	4
市道0022位置図 (江之浦地内)	道水路整備課	5
市道2246・2688平面図 (中町一丁目・栄町三丁目地内)		6
水道橋平面図 (清水新田地内)		7
市道5113道林橋平面図 (上町地内)		8
污水管渠整備事業繰越箇所図（曾比地内）	下水道整備課	9
雨水渠整備事業繰越箇所図（栢山地内）		10
下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託の廃止について		11

平成28年2月26日

小田原箱根商工会議所補助金について

1 目 的

本市ならではの地域資源やビジネス環境を活かした創業を促進することにより、雇用と定住人口の拡大、さらに観光関連の創業を支援することで交流人口を増加させることで、地域の経済循環を促進し、地域経済の活性化を図る。

2 事業内容 総額 25,000千円

小田原箱根商工会議所が実施する「創業支援・遊休不動産活用事業」に対して、地方創生加速化交付金を財源に補助を行う。

【個別事業概要】

(1) 遊休不動産の実態調査

- ・中心市街地の空き家・空き店舗の実態調査
- ・データベースの構築

(2) 不動産遊休活用企画

- ・空き家物件等を生かしたコワーキングスペースの可能性や創業者事務所、店舗等に活用できるような企画と希望者へのマッチング、ワークショップ等の実施

(3) 創業塾開催費創業支援スキーム制作

- ・創業塾、ビジネスプランコンテストの開催
- ・創業スキーム、カリキュラムの企画立案、構築

(4) ファンド設立に伴う調査

- ・創業希望者、新規事業開拓企業向けファンド組成やクラウドファンディングの設立に向けた調査（ファンド関係実態調査、専門家によるアドバイス、先進地へのヒアリング調査等）

(5) 魅力発信事業

- ・小田原の様々な魅力や起業をする上でのメリット等を紹介するパンフレット、ホームページの作成
- ・箱根と連携し、箱根に来た観光客をターゲットとした体験型観光メニューづくりと広報、情報発信

3 財 源

(1) 名 称 地方創生加速化交付金（国庫）

(2) 補 助 率 10／10

地域DMOについて

1 DMO (Destination Marketing/Management Organization) とは

地域全体の観光マネジメントを一本化する、着地型観光のプラットフォーム組織を指し、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人組織である。

2 地域DMOとは

地域の観光振興、経済の活性化のための「観光まちづくり」に当たり、行政と観光業者だけでなく、農・商・工、NPO、市民などが参画し、専門かつ専従の人材を登用した観光戦略づくりの体制を構築する法人組織を「日本版DMO」と呼ぶ。また、その役割・目的、ターゲットなどに応じて、様々な単位のエリアをマーケティングしマネジメントすることが考えられており、3区分に分けられる。そのうち、本市が目指す「地域DMO」とは、基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域づくりを行う組織をいう。

【広域連携DMO】

複数の都道府県にまたがる区域を一体とした観光地域づくりを行う組織。

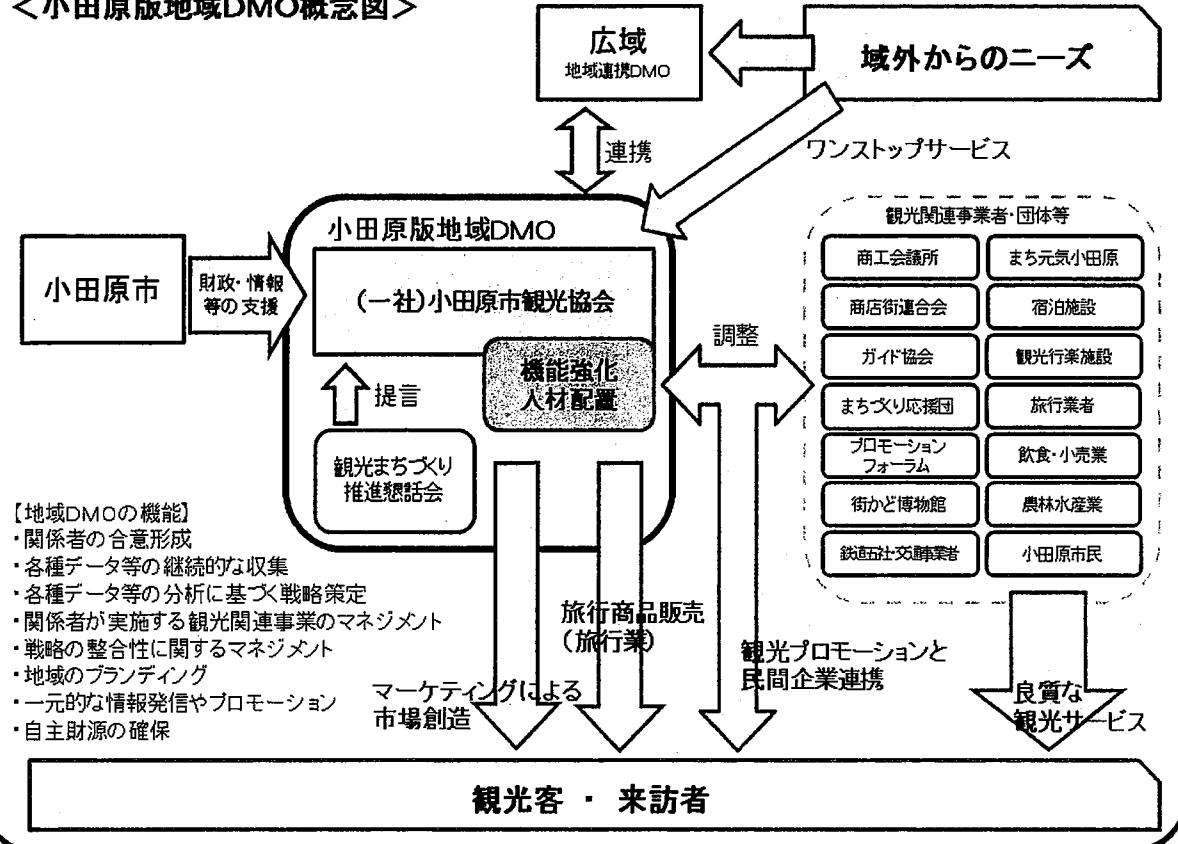
【地域連携DMO】

複数の地方公共団体にまたがる区域を一体とした観光地域づくりを行う組織。

【地域DMO】

基礎自治体である単独市町村の区域を一体とした観光地域づくりを行う組織。

＜小田原版地域DMO概念図＞



小田原特定漁港整備事業等（繰越明許費補正）

上下水道施設整備工事
汚水管布設工 1.0 式・水道管布設工 1.0 式

④ 臨港道路（輸送）
機能保全設計業務委託 N=1 式

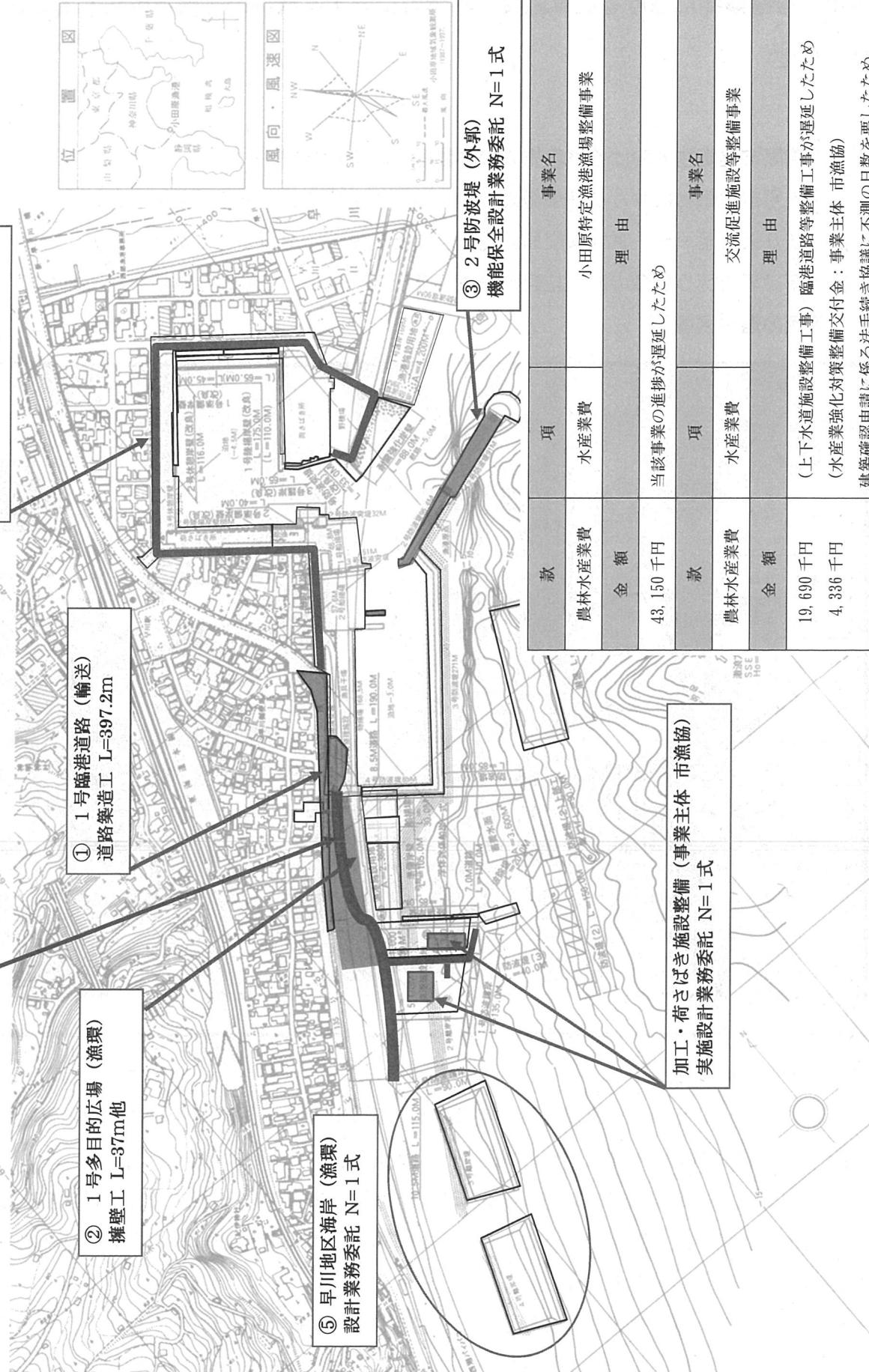
② 1号多目的広場（漁環）
擁壁工 L=37m 他

① 1号臨港道路（輸送）
道路築造工 L=397.2m

⑤ 早川地区海岸（漁環）
設計業務委託 N=1 式

加工・荷さばき施設整備（事業主体 市漁協）
実施設計業務委託 N=1 式

③ 2号防波堤（外郭）
機能保全設計業務委託 N=1 式



小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例の概要について

1 小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

小田原市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下「条例」という。）は、駐車場法第20条に基づき、良好な交通環境の形成と住みよい街づくりに寄与することを目的に、建築物の新設等を行う場合の駐車施設の設置及び管理等について必要な事項を定めたものである。

2 条例の適用区域



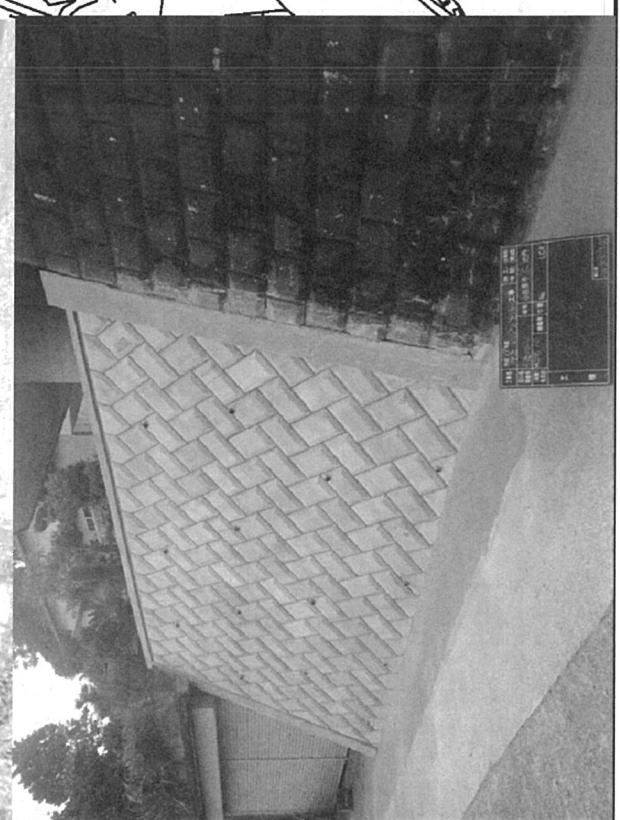
3 条例改正の理由

平成27年3月の小田原市駐車場整備計画の策定にあたり、駐車施設の需要と供給を調査したところ、駐車場整備地区内全体の駐車施設は充足している状況が判明した。

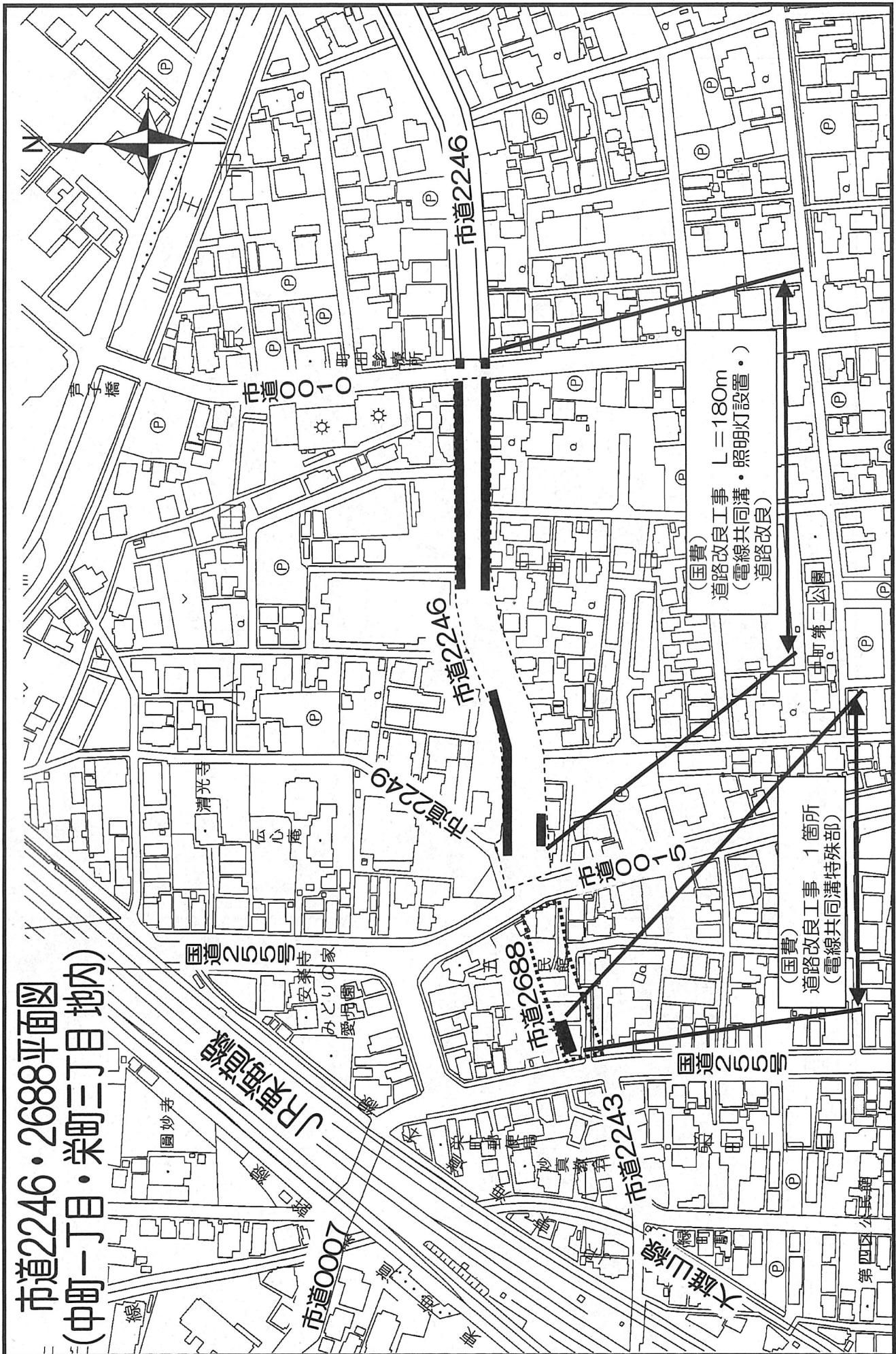
条例では、一定規模以上の建築物の新築等に関して駐車施設の附置を義務付けているが、建築物周辺の駐車施設に余裕があることから、建築物敷地外への駐車施設の附置の特例を緩和する条例の改正を行うものである。

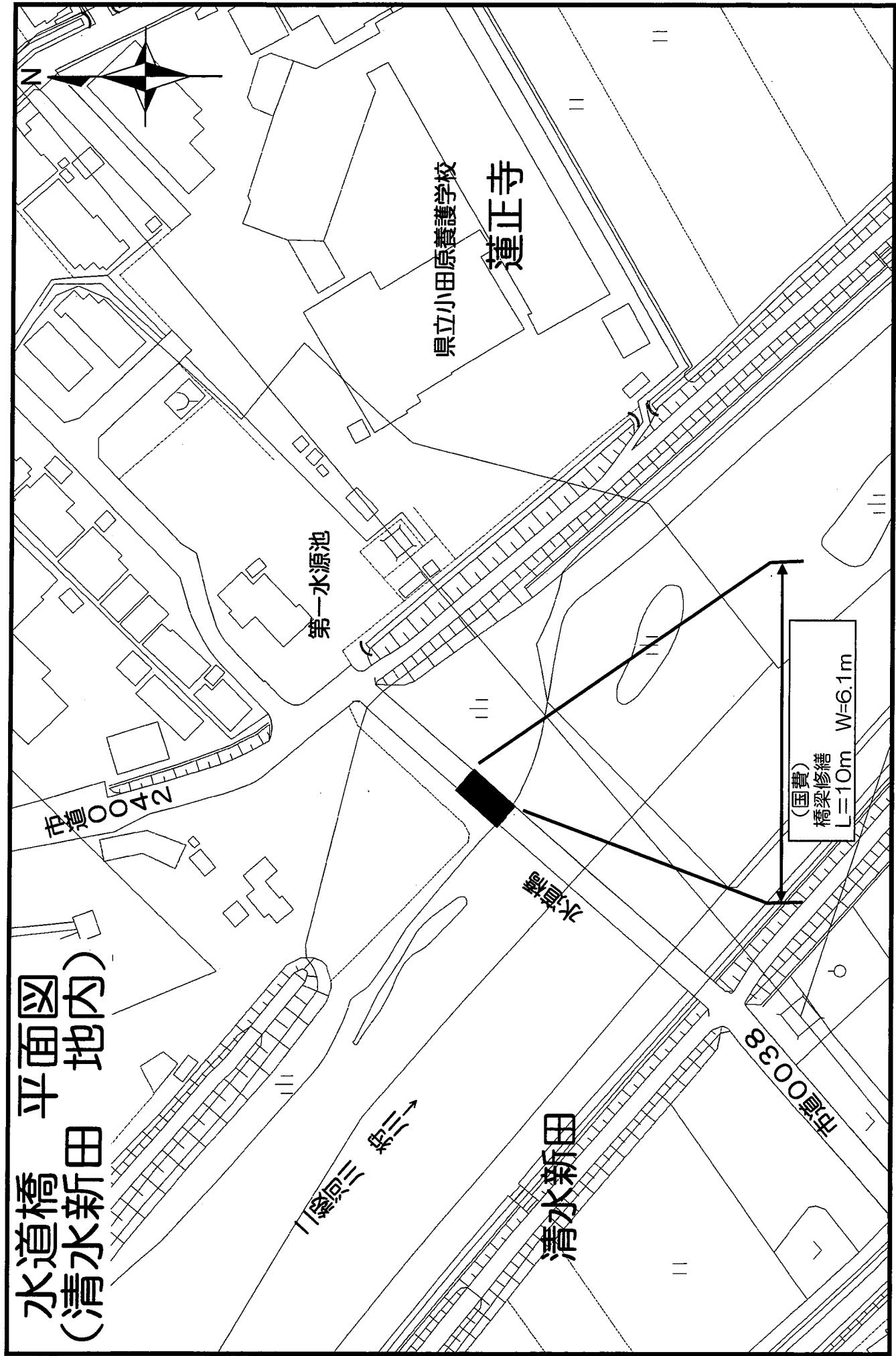
この改正により、建築物の敷地が有効に活用でき、商店等の連続性が保たれ、さらに、建物ごとに駐車車両の出入りが発生しないため、歩行者や自転車の安全性の向上につながるものである。

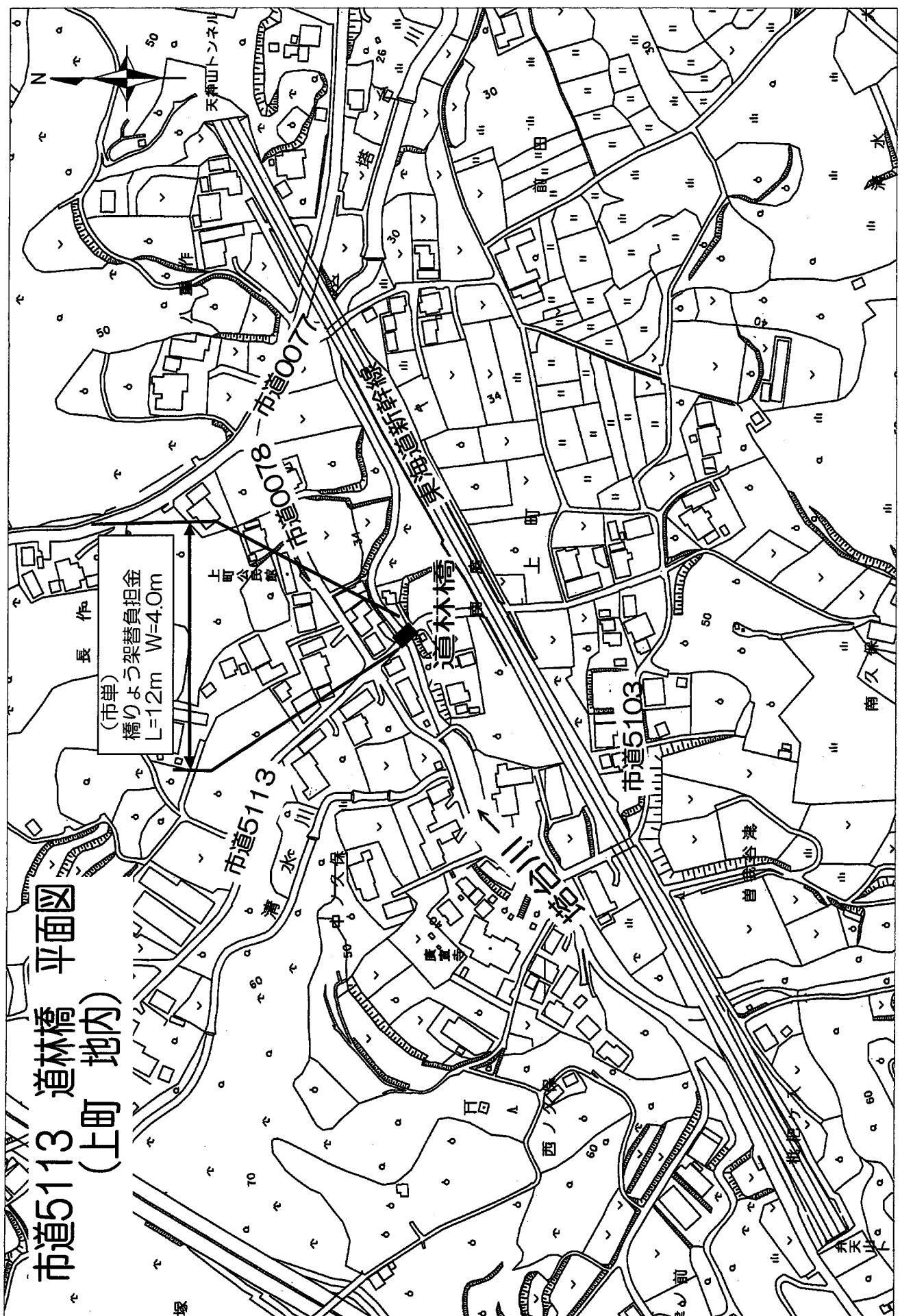
市道0022 位置図 (江之浦 地内)



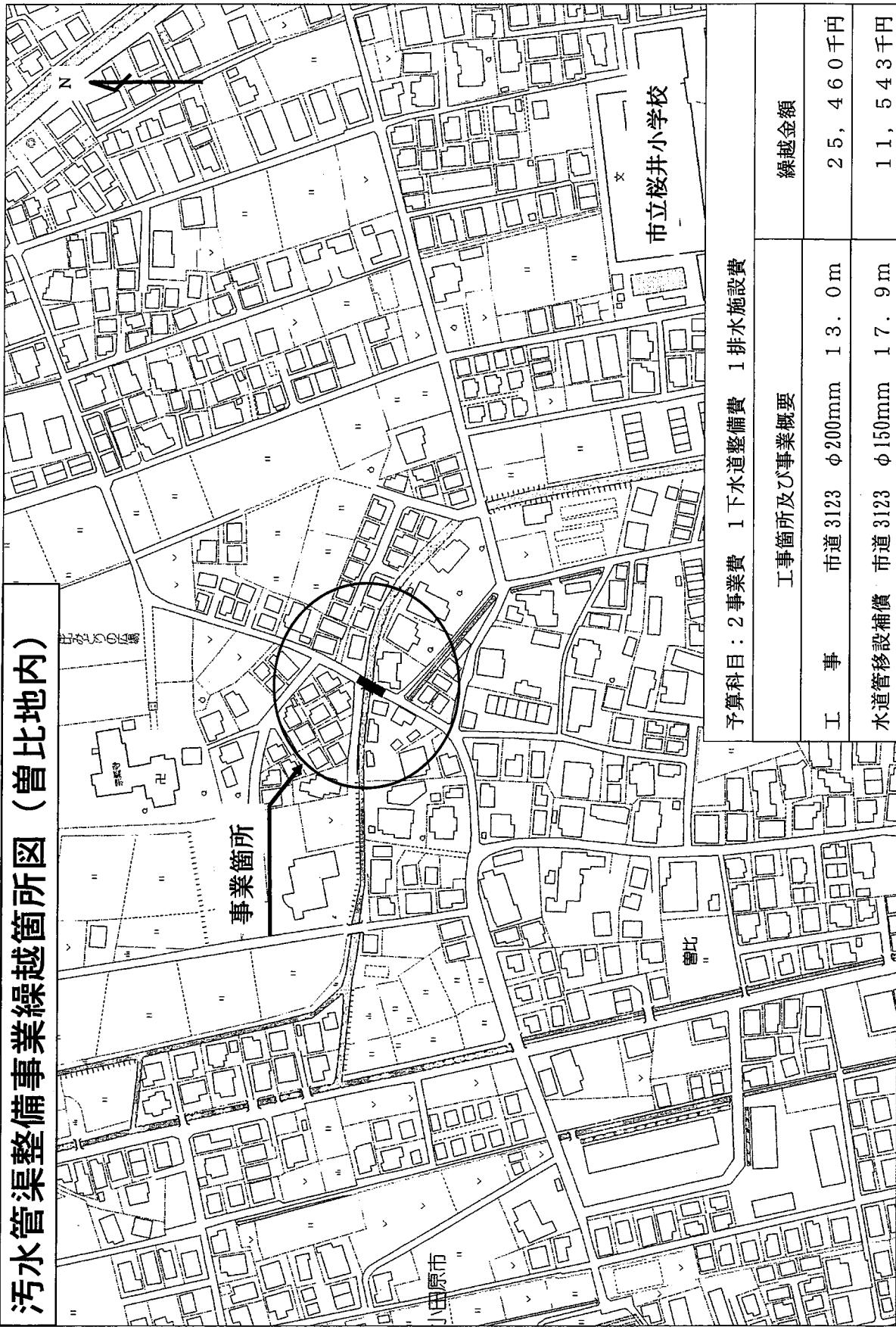
市道2246・2688平面図 (中町一丁目・栄町三丁目 地内)



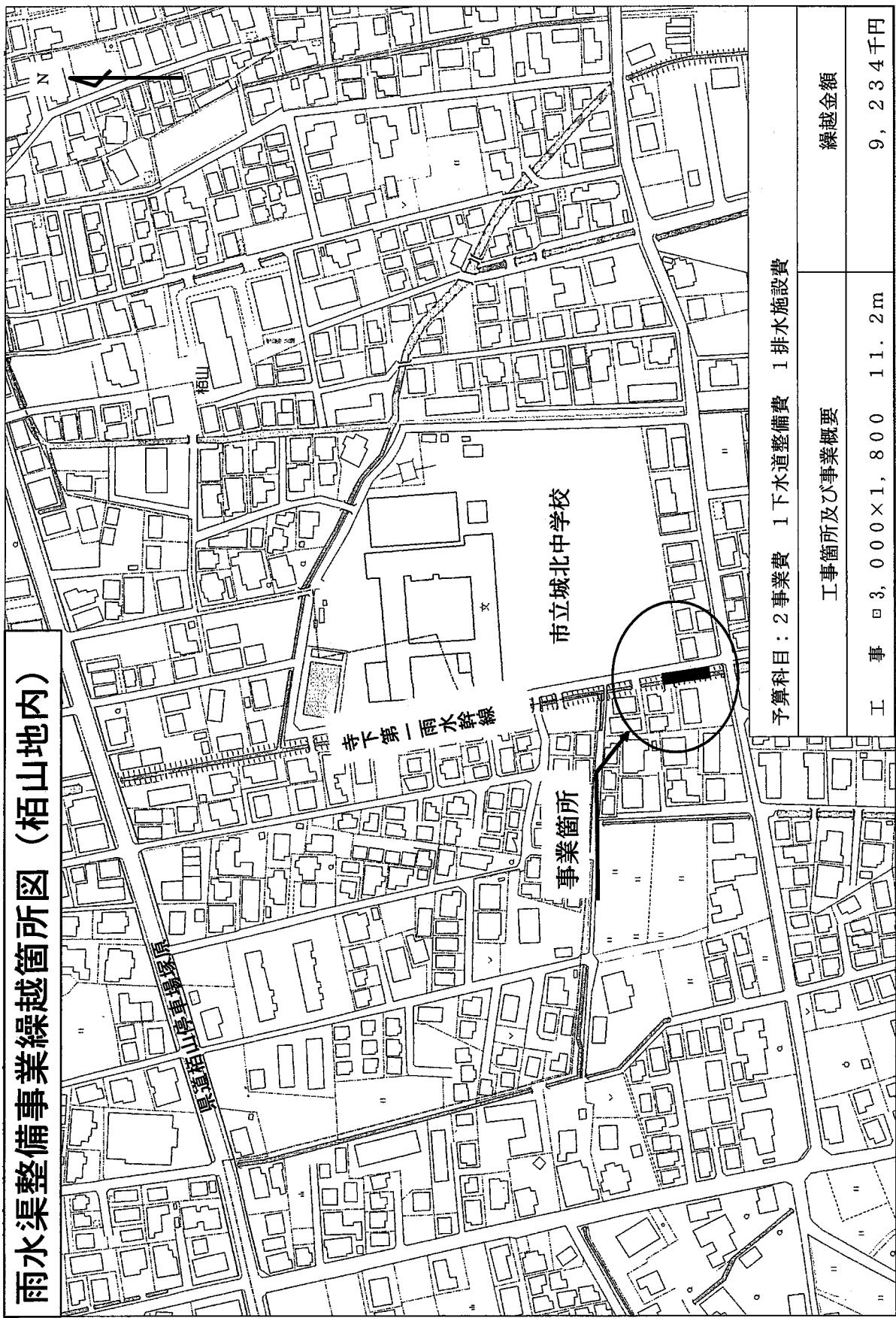




汚水管渠整備事業繰越箇所図（曾比地内）



雨水渠整備事業繰越箇所図（栢山地内）



下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託の廃止について

1 酒匂川流域下水汚泥処理事業について

寿町終末処理場で発生する汚泥を、酒匂川の河底に敷設した圧送管により酒匂川流域下水道左岸処理場へ送泥し、流域下水道で発生する汚泥と一緒に濃縮、脱水、焼却を行うものである。

平成14年4月に「下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務」を神奈川県に委託し、平成16年4月から汚泥の処理を開始した。

このたび、小田原市単独公共下水道を酒匂川流域下水道に編入し、左岸処理場で汚水処理を行うことに伴い、事務の委託を廃止するものである。

2 下水汚泥処理に係る経緯等

年月等	内 容
平成12年度	寿町終末処理場の汚泥を酒匂川流域下水道左岸処理場へ送泥して処理を行う「流域下水汚泥処理事業」について、神奈川県及び流域市町で検討を開始
平成14年3月	平成14年市議会3月定例会において「下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託」について議決
平成14年3月	神奈川県と「下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託」について協議が成立
平成14年4月	事務の委託を開始
平成16年4月	酒匂川流域下水汚泥処理事業により、寿町終末処理場の汚泥を酒匂川流域下水道左岸処理場へ送泥し処理を開始
平成20年2月	都市計画決定（単独公共下水道の廃止）の手続き完了
平成25年12月～平成27年12月	第19号污水幹線整備
平成27年11月	建設経済常任委員会において流域下水道への編入時期等を報告
平成28年2月	平成28年市議会3月定例会に「下水汚泥処理に係る施設等の建設及び維持管理の事務の委託の廃止」について議案を上程

3 今後の予定

編入に伴い「流域下水汚泥処理事業」は、平成28年3月31日をもって廃止する。

